

栃木県立栃木高等学校の運動部・文化部活動に係る活動方針	
目 標	○部活動は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校の教育活動の一環として行われるものである。このことから、活動する生徒が部活動を通して余暇を有効に活用して心身を鍛え、充実した学校生活を送ろうとする自発的・主体的な態度を養う。 ○部活動を通して、学年を越えた生徒間や師弟間の交流の中で、望ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲を向上させ、自己肯定感、責任感、連帯感を育成する。 ○部活動を通して、技術・競技力の向上を図るとともに、個性を伸長させ、自ら選択した競技・分野等を生涯にわたって楽しむ意欲と態度を養う。 ○安全管理を徹底し、活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を共有して安全対策を講じるなど、学校全体での意識高揚をはかりながら、生徒が安心安全に参加できる部活動運営を行う。
休 養 日	○学期中は、原則として週当たり2日以上の休養日を設ける。その休養日は、できるだけ週末（土曜日及び日曜日）に設ける。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。ただし、中学生より心身が発達している生徒が、本校の部活動での活動を自ら選択し、本校へ入学してきたことを踏まえ、本校の実情、競技種目、分野、活動目的等に応じて、休養日を週当たり1日とすることもある。その1日も、できるだけ、週末に設けるとともに、ある程度長期の休養期間を設けることで、年間の休養日を確保する。 ○長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。 ○定期考査初日の1週間前から定期考査実施期間（最終日を除く）および、校長が指定した日は部活動を行わない。ただし、当該期間において、大会等参加のためやむを得ず活動する場合は、特別に通常よりも効率的な活動とする条件で顧問が申告し、承認を得ることとする。
活 動 時 間	○1日の活動時間については、本校の実情、競技種目、分野等の特性などに応じて適切に設置する。生徒の健康管理に十分に配慮し、学校生活や授業等に支障のない範囲で、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。 ○平日の活動は、原則として18時30分までとし、19時には完全下校とする。さらに、1日当たりの平均活動時間は2時間程度とする。なお、平日の活動のうち、金曜日は部活動重点日とし、できるだけ放課後に会議・打合せ等を入れないようにして、活動時間の確保に努めることとする。 ○休業日の活動は、原則として3時間程度とする。ただし、大会参加や練習試合等でこれを超えた活動時間になることがある。その際は、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。 ○活動時間の短縮、活動内容の合理化・効率化によって質を高め、これを実現するべきであり、安心安全が疎かにされてはならない。
部 設 活 置 動 す 等 る	【運動部】 野球、バスケットボール、バレーボール、サッカー、陸上競技、ソフトテニス、卓球、剣道、柔道、水泳、バドミントン、弓道、テニス、応援團 【文化部】 社会、音楽、語学、演劇、美術、物理、化学、生物、園芸、写真、書道、放送、史学、天文、茶道、囲碁将棋、情報科学、漫画創作
大 会 参 加	○各部が参加できる大会は次の通りとする。ただし、参加に当たっては、生徒の健康面及び学習面に十分配慮する。また、年間のその他の練習試合等の日数についても無理なく設定し、保護者の経済的負担も考慮する。 ア 高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、高等学校文化連盟が主催・共催・後援する大会 イ 県スポーツ協会加盟の競技団体が主催・共催・後援する大会 ウ 事前に校長が参加を許可したその他の大会等 ○熱中症予防に関しては、栃木県高等学校体育連盟が令和4年4月1日に施行した、「暑熱環境下大会運営ガイダンス」に基づいて主催団体が設定する運営ガイドライン等に従って参加する。
部 活 動 の 運 営	(1) 生徒の健康・安全への配慮 ○部活動顧問は、生徒が自分の限界や心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力・技術の修得状況等を把握し、無理のない活動となるよう留意するとともに、生徒の健康・体調等の確認、設備・用具等の定期的な安全確認、事故が起きた場合の対処のしかたの確認、医療機関等への連絡体制を整備する。 ○部活動顧問は、生徒の活動に立ち会い直接指導することを原則とするが、直接練習に立ち会えない場合は、他の教員と連携・協力したり、あらかじめ部活動顧問と生徒との間で約束された安全面に十分留意した具体的な内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握できるようにする。 ○部活動顧問は、天候やその急変等に備え、あらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。 ○各種感染症への対応に関しては、年間を通して、国及び県が都度定めるガイドライン等を適用して活動する。合宿や遠征時には、格段の配慮をし、十分な対応ができない場合は、これらの活動を行わない。 (2) 体罰等の禁止 ○部活動顧問は、いかなる理由があっても、部活動の指導において厳しい指導として体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。 (3) 保護者の理解と協力を得た活動 ○保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないことから、部活動顧問は、活動の目標・方針、休養日、一日の活動時間、活動内容等について、保護者に周知する。 (4) 部活動指導員等の外部指導者との連携 ○各部活動の持続可能な運営のため、所定の手続きにより、実情や種目・分野等において、必要に応じて外部指導者を任用することができる。その際、関係部活動顧問は、外部指導者と密接に連携を図る。 (5) 金銭の取り扱い ○学校生徒会の部費以外で、部の運営のために必要なものとして保護者から集金した金銭については、適正に処理した上、定期的に明瞭化された会計報告を行う。

※大会等の実施の際、感染症対策・予防等に関しては、今まで同様、学校の安心・安全に万全を期していく所存です。